

## 料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における，託送約款23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款26（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，2021年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間，次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が，1キロワット時につき200円00銭を超えるときのインバランス等料金単価は，1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。